

インクルーシブ教育とは

石 塚 謙 二

はじめに

平成26年、「障害者の権利に関する条約」（以下、障害者権利条約という）が批准されている。この条約における教育に関する規定には、「インクルーシブ教育システム」（Inclusive Education System）の構築と「合理的配慮」（Reasonable Accommodation）の提供が記されているが、それらは、これまでも斯界で取り組んできたことではあると考えられる。しかし、よりいっそうの質の向上が求められよう。

1. 「インクルーシブ教育」の意味

平成12年に、旧厚生省に設けられた「社会的な援護を要する人々に対する社会福祉のあり方に関する検討会」が報告書を取りまとめている。

同報告では、インクルージョンについて、『～全ての人々を孤独や孤立、排除や摩擦から援護し、健康で文化的な生活の実現につなげるよう、社会の構成員として包み支え合う（ソーシャル・インクルージョン）ための社会福祉を模索する必要がある。』としている。

その「インクルージョン」の考えを踏まえて、「インクルーシブ教育」を言えば、全ての子どもを「包括」あるいは「包含」した教育となろう。また、「インクルージョン」（Inclusion）の反対語は、エクスクルージョン（Exclusion）であり、除外や排除を意味し、その意味の通りに解釈すれば、どの子

も、通常の学級において教育を受けることを指すこととなろう。

しかし、その状態を常に実現することは可能か、あるいは、その全てが適切かなどを含めて、多様な立場や考え方があり、また、「障害者の権利に関する条約」においても明確な定義がないことも考慮し、「インクルーシブ教育」については、おそらく反論のない理念とすることが至当であろう。

「インクルージョン」は、人類にとって、崇高な哲学であると考えたい。しかし、どの人も排除されない社会の実現はそう簡単ではない。斯界において、教室での日々の確実な取組により、力強く実現していくことが重要である。

2. 「インクルーシブ教育システム」の構築

「インクルーシブ教育システム」とは、「インクルーシブ教育」の実現を目指す制度や仕組み、種々の取組を指すものとする。

それらは、例えば、多様な学びの場や幅広く対応可能な教育課程、専門的な教員免許、「ユニバーサルデザイン」による施設・設備や包括性の高い指導、効果的な教材・教具、効果的な教員研修などに関することと考えられる。

中教審初等中等教育分科会の特別委員会（以下、特別委員会という）は、平成22年に、「インクルーシブ教育システム」においては、同じ場で共に学ぶことを追求するとともに、障害のある子どもと

障害のない子ども、それぞれが授業が分かり、学習に参加している実感・達成感を得ながら、充実した時間を過ごしつつ、生きる力を身につけていけるかどうかを最も本質的な視点であり、そのための環境整備が必要などと述べている。

そのうえで、特別委員会は、「インクルーシブ教育システム」の構築に向けた取組として「基礎的環境整備」を図ること、それを踏まえて、「合理的配慮」を提供していくことを求めている。その際、「ユニバーサルデザインの考え方」も考慮しつつ、進めていくことが重要としている。

3. 「ユニバーサルデザインの考え方」の導入

障害者権利条約においては、「ユニバーサルデザイン」とは、調整又は特別な設計を必要とすることなく、最大限可能な範囲ですべての人が使用することのできる製品、環境、計画及びサービスの設計としている。

その考え方の導入による授業等は、基本的には、通常の学級における教育において展開されるものと解釈できる。

それは、特別支援学校等においては、そもそも子どもに即した個別の指導目標等が設定できることから、前段の「調整又は特別な計画」については、個別に設定・行使が可能であり、「最大限可能な範囲」ではなく、制度上の特別支援教育の場においては、ベストフィッティングにより教育を進めるべきであるからである。

「ユニバーサルデザインの考え方」を授業に導入し、その研究を進める際には、それが教科教育研究でもあることを認識し、その質の向上をも目指すこと、特別な支援が必要な子どもも可能な限り包括し、種々の工夫により、どの子もわかる授業を目指すこと、必要に応じて、効果的に個別の配慮を行うことを追究したい。

4. 「合理的配慮」の提供

障害者権利条約の批准に際して、「障害を理由

とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）」が制定され、平成28年度から施行される。同法では、「合理的配慮」を行わないことは、差別に当たることが規定されていることに留意すべきである。

特別委員会は、「合理的配慮」について、平等に「教育を受ける権利」を享有・行使することを確保するために、必要かつ適当な変更・調整を行うことであり、その状況に応じて、個別に必要とされるもので、体制面、財政面において、均衡を失した又は過度の負担を課さないものとしている。具体的な例示として、知的障害のある子どもへの配慮として、「全般的に学習内容の習得が困難な場合があることから、理解の程度に応じた学習内容の変更・調整を行うことなどが挙げられている。

障害の状態等に応じた個別の「合理的配慮」の提供に際して、今後は、特に外部からは気付きにくい難病等をはじめとして、病弱、発達障害、高次脳機能障害等の理解、子どもによる差別などに関する対応がよりいっそう重要視されよう。

5. 学校における「インクルーシブ教育」の展開

「インクルーシブ教育システム」の構築に向けた取組が、現在、強く求められているという認識が必須であり、それに向けて、学校においては、①「ユニバーサルデザインの考え方」などを導入した「包括性の高い指導」に取り組み、基礎的環境整備を進めること、②全体の目標の達成のための、子どもの学習状況に応じた個別の配慮を工夫すること、③発達障害等のある子どもへの個別の「合理的配慮」を的確に講じることを念頭に置いた実践が期待される。

石塚謙二（いしづか けんじ）
豊能町教育委員会
大阪府・豊能町教育長